

②給水及び排水の管理

1. 人の飲用・炊事用・浴用(旅館の浴用を除く)・手洗い用など人の生活用水(温水を含む。)を供給する場合。

- 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1ppm(結合残留塩素の場合は、0.4ppm)以上に保持すること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染される恐れがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物や物質を多量に含むおそれがある場合は、0.2ppm(結合残留塩素の場合は、1.5ppm)以上とすること。
- 有害物、汚水などによって水が汚染されるのを防止するため、貯水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- 水道水又は専用水道から供給される水のみを水源としている場合は、次に掲げる水質検査を行うこと。

一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度(ただし、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物については回数減少可)	6ヶ月に1回
シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	1年に1回 (6月1日～9月30日)

- 地下水その他の水(水道水、専用水道以外の水)を水源の全部又は一部としている場合は、次に掲げる水質検査を行うこと。

水道水基準に掲げる全ての事項	給水の開始前
一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度(ただし、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物については回数減少可)	6ヶ月に1回
シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	1年に1回 (6月1日～9月30日)
四塩化炭素、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、フェノール類	3年に1回

※給水栓における水の色、濁り、臭い、味などにより水に異常を認めるときは、水質基準の事項のうち必要なものについて検査すること。

※遊離残留塩素の検査を7日以内ごとに1回、貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

2. 散水・修景・清掃・水洗便所の用に供する水(雑用水)として、雨水、下水処理水を使用する場合(水道水を使用する場合を除く。)

- 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1ppm(結合残留塩素の場合は、0.4ppm)以上に保持すること。
- 雑用水の水槽の点検等を行い、有害物・汚水などによって水が汚染されるのを防止すること。
- 散水・修景・清掃に使用する雑用水には、し尿を含む水を原水として用いないこと。pH値(5.8以上8.6以下)、臭気(異常でない)、外観(ほとんど無色透明)、大腸菌(検出されない)、濁度(2度以下)の基準値に適合すること。
- 雑用水を水洗便所に使用する場合は、pH値(5.8以上8.6以下)、臭気(異常でない)、外観(ほとんど無色透明)、大腸菌(検出されない)の基準値に適合すること。
- 遊離残留塩素・pH値・臭気・外観の検査は7日以内ごとに1回、大腸菌・濁度の検査は2ヶ月以内ごとに1回、定期に行うこと。

【貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理】

- 貯水槽の内面の損傷・劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 貯水槽の水漏れ、外壁の損傷、さび、腐食の有無、マンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 水抜管、オーバーフロー管の排水口空間、防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ボールタップ、フロートスイッチ、電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁、塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
- 貯湯槽内の水の攪拌及び貯水槽底部の滞留水の排水を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。

【飲料水系統配管の維持管理】

- 給水系統の配管の損傷、さび、腐食、水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

【雑用水槽等雑用水に関する施設の維持管理】

- 雑用水槽の内面の損傷・劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 雑用水槽の水漏れ、外壁の損傷、さび、腐食の有無、マンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 水抜管、オーバーフロー管の排水口空間、防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ボールタップ、フロートスイッチ、電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁、塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。

【排水槽等排水に関する設備の維持管理】

- 排水に関する設備の清掃を6ヶ月以内ごとに1回定期的に行うこと。
- トラップの封水深が適切に保たれているか定期的に確認すること。
- 排水管、通気管の損傷・さび・腐食・詰まり・漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 浮遊物質・沈殿物質の状況、壁面等の損傷、き裂、さびの発生状況、漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- フロートスイッチ、電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁、排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。